

さがら子生れ温泉会館指定管理者募集について

さがら子生れ温泉会館については、平成 23 年 4 月から現在の指定管理者による指定管理が実施されており、平成 28 年 3 月末で指定管理の期間の 5 年間が終了するため、平成 28 年度以降の指定管理者を募集します。

1 施設の概要

施設の設置目的

さがら子生れ温泉は、市の公の施設として、市民の健康増進、福祉の向上及び市外からの観光交流人口の増加を狙いとしており、基本コンセプトは「健康と交流」とする。また、市民に対して、より開かれた身近な施設として利用され、地域の振興に寄与することを目的とする

名 称 牧之原市さがら子生れ温泉会館（平成 17 年 11 月完成）

所 在 地 牧之原市西萩間 672 番地 1

施設規模 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造、平屋建て

延床面積：1,412.56 m²

敷地面積：7,460.34 m²

入館者実績

（年度/人）

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
276,261	277,006	274,199	261,382	255,158	249,844	238,139

- 2 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間
5 年経過時に協定の見直しを予定

3 選定スケジュール

内 容	時 期
募集要項配布	平成 27 年 6 月 22 日（月）～7 月 13 日（月）
現地説明会	平成 27 年 7 月 14 日（火）
質問書受付	平成 27 年 7 月 10 日（金）～7 月 15 日（水） 7 月 22 日までに市から回答を行う
申請書受付	平成 27 年 7 月 21 日（火）～8 月 10 日（月）
指定管理者選定委員会	平成 27 年 8 月下旬～10 月 書類審査、応募者によるプレゼンテーションを含む
選定結果通知	11 月上旬（12 月議会へ上程予定）

4 募集要項における前回との変更点等

- ・指定期間を 10 年に延長
現行の指定期間 5 年では従業員の安定した雇用が見込めない。従業員等の雇用安定に加え、施設経営として設備投資の観点等を踏まえた上で、指定期間を現行の 5 年から 10 年に延長。(5 年経過時に協定書見直しを予定)
- ・観光施設としての位置づけ
設置目的および運営方針において、これまでの健康増進、福祉の向上に加え、新たに観光施設として観光交流人口を図ることを追記
- ・修繕費積立金率の変更
温泉会館維持基金への積立金率を 5 % から 6 % 以上へ引き上げ
- ・地域物産販売所の位置づけ
「地域の振興に寄与」することを目的として設置していることから、地域住民が積極的に参加できる環境をつくることを前提とした
- ・地域（市民）への貢献について明記

5 その他

- ・募集要項の配布場所等は以下のとおりです

配布時間	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	ただし、土日祝祭日は除く。
配布場所	静岡県牧之原市相良 275 番地（牧之原市役所相良庁舎） 牧之原市産業経済部商工観光課 電話 0548-53-2623 F A X 0548-52-3772	

- ・募集要項は市役所商工観光課で配布する他、市ホームページでも公開しています。

(参考) 募集要項より抜粋

申請資格要件

- (1) 申請時において牧之原市内に本社、本店又は営業所等を有する法人その他の団体であること。
- (2) 温泉施設の運営に十分な知識を有し、指定管理の期間中において健全な運営が見込まれること。
- (3) 法人その他の団体又はその代表者及び役員が次の事項に該当しないこと。
 - 法律行為を行う能力を有しない者
 - 破産者で復権を得ない者
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者
 - 牧之原市の市税等を滞納している者
- (4) 牧之原市議会議員、牧之原市長、牧之原市の行政委員会の委員又は行政委員が、経営又は運営に直接関与していないこと。

複数団体での共同申請

サービスの向上または効率的運営を図るうえで必要な場合は、複数の団体での共同事業体(コンソーシアム)による応募ができます。

指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 利用の許可に関すること
- (2) 利用料金の徴収に関すること
- (3) 職員の配置に関すること
- (4) 管理運営の経理に関すること
- (5) 施設、設備及び備品の維持管理に関すること
- (6) 源泉の適正管理、適正使用に関すること
- (7) 管理運営の委託に関すること
- (8) 修繕費積立金に関すること
- (9) 事業報告の提出に関すること
- (10) 文書の管理及び保存
- (11) 災害等発生時の対応業務
- (12) 環境への配慮
- (13) その他